

定額給付金と 子育て応援特別手当 申請手続きはお早めに

2月1日時点で住民登録のある市民が対象です

生活支援・経済対策に
給付金など支給します

世界同時株安に端を發した世界的な不況により、経済情勢が悪化しています。そこで市は、市民の生活支援と地域の経済対策を目的として「定額給付金」を支給します。また、多数の子どもを育てている世帯の負担軽減策として「子育て応援特別手当」の給付を行います。

定額給付金は、新聞紙上などで広く取り上げられているとおり、市内に住所がある人であれば、申請により支給を受けることができますが、子育て応援特別手当は、制度も

仕組みも異なります。手続き前に、自分が該当するかどうか、よく確認のうえ、申請を行います。

給付金などの対象者と
受け取るための条件は

【定額給付金】

2月1日現在で、市の住民基本台帳に記録、または外国人登録原票に登録(短期滞在者は除く)されている全員が給付の対象です。

65歳以上または18歳以下の人
は、2万円、それ以外の人には、1万2千円が給付されます。

【子育て応援特別手当】

下の図に示した条件を満たす。

子育て応援特別手当の該当確認

2月1日時点で、住民基本台帳または外国人登録原票に登録されている世帯主に支給されます。

【対象となる子ども】 5～3歳となる第2子以降の子どもで、18～3歳のきょうだいがいる。

※5～3歳(14年4月2日～17年4月1日生まれ)

※18～3歳(2年4月2日～17年4月1日生まれ)

例1 Aさん一家の場合

18～3歳

5～3歳

3歳未満

支給対象の子ども

支給される額 $3万6千円 \times 2 = 7万2千円$

例2 Bさん一家の場合

18～3歳

5～3歳

3歳未満

支給対象の子ども

支給される額 $3万6千円 \times 1 = 3万6千円$

判定基準など詳しくは、市福祉部児童福祉課(☎76-2111)まで。



振り込め詐欺にご注意を

あなたの給付金などが狙われています

定額給付金などが全国一斉に支給されることを利用して、振り込め詐欺などの犯罪が発生することが予想されます。

近隣の市町村では、市役所の定額給付金担当を装って、住所や口座番号などの個人情報聞き出そうとするような事案が発生していますので、十分にご注意ください。特に、次の2つの点に気を付けて、詐欺にあわないようにしましょう。

- ①市や公共機関が、ATM(銀行・コンビニなどの現金自動預払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。給付金を受けるために手数料は必要ありません。
- ②不審な電話などがあったなら、相手の所属や氏名を確認し、一度電話を切って市役所に本当かどうか確認してください。

している人が対象です。
対象となる子ども1人につき、3万6千円が世帯主に支給されます。

定額給付金などの支給申請を受け付け中です

申請に必要な書類は、対象となる世帯へすでに郵送しています。万が一、申請書などが届いていない場合は、担当まで申し出てください。

■申請方法

定額給付金・子育て応援特別手当の申請手続きは、次のとおりです。

①記載内容の確認

届いた申請書の氏名や生年月日、対象者の人数をご確認ください。

②記名と押印を忘れずに

申請書に記載された内容に間違いがなければ、世帯主が必要事項の記入と押印をしてください。

③申請受付期間は6カ月間

申請は、郵送または窓口への持参のいずれかで受け付けます。一人暮らしの高齢者や、障害を持つ人など、自分で申

請できない場合は、民生児童委員、または、市役所に相談してください。

申請受付期間は9月25日までです。申請しなければ受け取ることはできません。

▽郵便申請：申請書に同封した返信用封筒で返送してください。

▽窓口申請：市役所、松尾総合支所、安代総合支所、田山支所で受け付けます。窓口は混雑が予想されますので、なるべく郵便申請をご利用ください。

④受け取りは世帯主が代表です。市は、申請書を受け付けた後、その内容を確認して給付金などを支払います。

支払決定・振込通知書を申請したすべての世帯などに送付します。その後、世帯主の指定口座に給付金や特別手当を振り込みます。皆さんの生活にお役立てください。

※申請にあたっての注意

市は、「振り込め詐欺」防止のため、電話による「口座番号」の確認は行わず、郵便で行います。確認には時間を要しますので、申請書の口座番号を正確に記入してください。詳しくは、市定額給付金事業実施本部 ☎76-2111 まで。

給付金などに関してよくある質問

Q 振り込んでもらう金融機関はどこでも良いのですか？(定額・子育て)

A どこの金融機関の口座でもかまいません。ゆうちょ銀行(旧郵便局)の口座にも振り込むことができます。

Q 市役所から「振り込む口座番号が違っている」と電話がありました。どうしたら良いのですか？(定額・子育て)

A 電話で定額給付金などの振り込み口座の情報を確認することはありません。そのような電話がありましたら、市定額給付金事業実施本部まで連絡をお願いします。市は、口座情報に関係する問い合わせは、郵便で行います。

Q 誰に支給されますか？(子育て)

A 支給対象となる子どもが属する世帯の世帯主あてに支給されます。祖父が世帯主であれば、祖父に支給されます。

改定

介護保険料が 4月から変わります

介護保険事業を運営する盛岡北部行政事務組合では、介護保険事業計画の見直しを行い、第4期介護保険事業計画を策定しました。

これにより、4月から介護保険料と所得段階区分が下の表のとおりとなります。また次の4項目についても見直しが行われました。

改定 介護従事者の処遇改善
介護現場で働く職員の離職率が高いことや人材を確保することが困難な状況が問題となつているなかで、介護職員の労働環境を改善し、質の高いサービスを安定的に提供するために、介護報酬が3割引き上げられました。

改定 特養施設などの整備
特別養護老人ホームなどの待機者が増加している問題を受けて、市は、23年度に30床の増床を計画しています。

改定 保険者へ国からの支援
介護報酬の引き上げに伴い、市内に住所を有する65歳以上の人の保険料は、1人当たり月額にして110円上昇しました。

また、介護老人保健施設の増床(27床)および特定施設入居者生活介護(1カ所)、小規模多機能型居宅介護(1カ所)を計画しています。

改定 介護サービスの利用料
介護報酬の改定に伴い、利用料が変更になることがあります。詳しくは、介護支援専門員(ケアマネージャー)に問い合わせください。

国では、この保険料の上昇による負担を抑制するため、110円のうち、56円相当額を「介護従事者処遇改善臨時特例交付金」として、保険者に交付します。

介護保険について詳しくは、盛岡北部行政事務組合(☎74-12716)または、市福祉部長寿社会課(☎76-2111)まで。

●65歳以上の人の介護保険料 【基準額：3,904円】

所得段階 区分	該当する人	基準額 に対する割合	年間保険料	
			改定後	改定前
第1段階	世帯員全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人 生活保護を受けている人	0.50	23,500円	23,400円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	0.50	23,500円	30,400円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で第2段階以外の人	0.75	35,200円	35,100円
第4段階	本人が住民税非課税で、世帯の中に課税者がいて、本人の公的年金収入と合計所得金額の合計金額が80万円以下の人	0.90	42,200円	46,800円
	本人が住民税非課税で、世帯の中に課税者がいる人	1.00	46,900円	
第5段階	本人が住民税非課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の人	1.25	58,600円	58,500円
第6段階	本人が住民税非課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の人	1.50	70,300円	70,100円

プレミアム商品券で地域経済を元気に

八幡平市商工会では、4月1日からお得なプレミアム付きの「八幡平市共通商品券」を発売しています。



八幡平市共通商品券

これは通常1枚500円の商品券が、10,000円で10,500円分(21枚)購入できるというものです。この商品券は、市商工会に加盟する市内約250店舗で使用することができ、購入から6カ月間有効です。商品券の販売は、市商工会本所、松尾・安代の両支所などで行っています。

また、商品券を購入した人を対象に抽選会などの企画も予定していますので、この機会に「八幡平市共通商品券」をお買い求めください。

「八幡平市共通商品券」について詳しくは、市商工会(☎76-2040)まで。

銃刀法の改正により所持禁止対象の剣が追加

これまで刃渡り5.5センチ以上15センチ未満の刃物(特定刀剣類)については、所持など特に規制されていませんでしたが、特定刀剣類を用いた凶悪犯罪が発生していることから次のとおり規制されることとなりました。

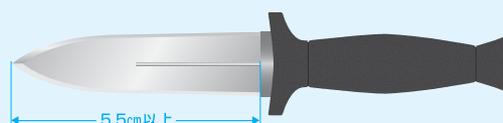
■内容 法令などに基づき職務のために所持する場合などを除いて、特定刀剣類の所持が禁止されます。

■罰則 3年以下の懲役または、50万円以下の罰金

■規制に対する処置

○所持している刃物が特定刀剣類に該当する可能性がある場合は、最寄りの警察署などに連絡してください。

○特定刀剣類を既に所持している場合は、7月4日までに処分してください。期限までに処分した場合は、不法所持になりません。



刃渡り5.5センチ以上で両側に刃がついた刃物が規制の対象となります

詳しくは、岩手警察署生活安全課(☎0195-62-0110)まで。

通学定期券購入費の一部を助成します

市は、子育て支援として、家庭の経済的負担を軽減するため、通学定期券購入費の一部を次のとおり補助します。

■対象となる公共交通機関

東日本旅客鉄道(株)(JR東日本)、IGRいわて銀河鉄道(株)、岩手県交通(株)、岩手県北自動車(株)、秋北バス(株)、JRバス東北(株)が運行する鉄道と路線バス

■補助対象者

市内に住所があり、現に市内に居住し、通学定期券を利用する小学生、中学生、高校生の保護者

■補助の額

通学定期券購入費の100分の7(7%)の金額(10円未満切り捨て)

■申請方法

市の担当窓口(各地域振興課)と、大更駅で申請

書を交付しています。通学定期券を購入する時、期限の切れた定期券を定期販売窓口で提示し、購入証明を受け、市の担当窓口で提出してください。

複数の公共交通機関を利用している人は、交通機関ごとに購入証明を受けてください。

■申請の受け付け

▷4～6月分の申請は、7月10日までです。

▷7～9月分の申請は、10月13日までです。

▷10～12月分の申請は、22年1月12日までです。

▷22年1～3月分の申請は22年4月12日までです。

■問い合わせ・申請先

各地域振興課まで。

○西根地区 ☎76-2111

○松尾地区 ☎74-2111

○安代地区 ☎72-2111